



計画業務

1. 一般廃棄物処理基本計画の策定

概要

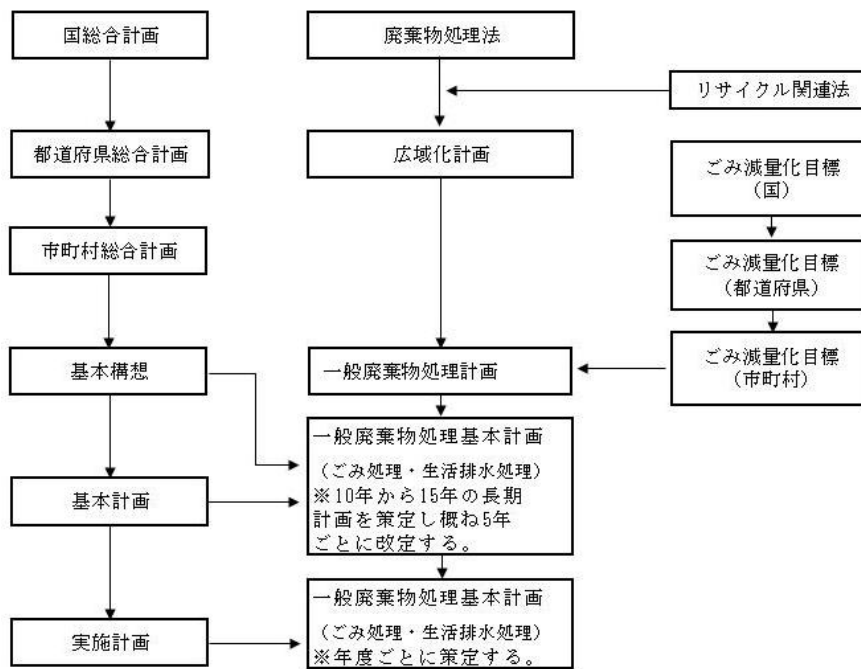
本業務は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。その策定に当っては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、体制の整備、財源の確保等について総合的に検討した計画書を作成します。

業務実施のメリットや効果

- ① 長期的視点(10年～15年)に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画
- ② 基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない。廃棄物処理問題をめぐる住民の認識や要望は、ごみや生活排水の処理に伴う減量化、資源化の促進及び行政の効率化があげられます。OECでは、これらの課題を解決するため、必要な計画の策定を支援します。

【一般廃棄物処理基本計画フロー図】



(出典：(財)日本環境衛生センター(フローを一部修正))